



政府統計

報道関係者 各位

令和8年6月30日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 大村

室長補佐 柏木

労使関係第二係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7667, 7668)

(直通電話) 03(3595)3145

## 令和7(2025)年「労使間の交渉等に関する実態調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、令和7(2025)年「労使間の交渉等に関する実態調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合と使用者の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的として実施しており、民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合のうち、一定の方法により抽出した5,163労働組合を対象に、令和7(2025)年6月30日現在の状況等について調査を行い、2,992労働組合から有効回答を得ました。

### 【調査結果のポイント】

#### 1 労使関係についての認識（本部組合及び単位労働組合）

労使関係が「安定的」(注1)と認識している労働組合は90.9%（前回(注2)91.0%）

【5頁 第1表】

#### 2 正社員以外の労働者に関する状況（本部組合及び単位労働組合）

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別の「組合加入資格がある」割合は、「パートタイム労働者」38.1%（前回(注2)40.7%）、「有期契約労働者」40.4%（同42.5%）、「嘱託労働者」39.5%（同37.9%）、「派遣労働者」4.8%（同7.0%）

【5頁 第2表】

#### 3 労使間の交渉に関する状況

(1) 過去3年間(注3)に何らかの労使間の交渉があった事項の割合（複数回答）は、「賃金・退職給付に関する事項」76.8%（前回(注4)72.6%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」73.7%（同70.0%）、「職場環境に関する事項」60.1%（同57.1%）

(2) 労使間の交渉の結果、労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた事項のうち、「賃金額」は38.8%（前回(注4)32.6%）、「賃金制度」は36.3%（同32.1%）

【6頁 第3表、図1】

#### 4 労働協約に関する状況

労働協約を締結している労働組合は95.2%（前回(注4)94.5%）

【9頁 第9表】

注1：労使関係の維持についての認識は5段階の選択肢であり、「安定的」は「安定的に維持されている」と「おおむね安定的に維持されている」の合計。

注2：「1 労使関係についての認識」及び「2 正社員以外の労働者に関する状況」の「前回」は令和5(2023)年「労働組合活動等に関する実態調査」を指す。

注3：「過去3年間」とは令和4(2022)年7月1日から令和7(2025)年6月30日までをいう。

注4：「3 労使間の交渉に関する状況」及び「4 労働協約に関する状況」の「前回」は令和4(2022)年「労使間の交渉等に関する実態調査」を指す。

詳細は、別添概況をご参照ください。